保存地区の文化財

保存地区の範囲

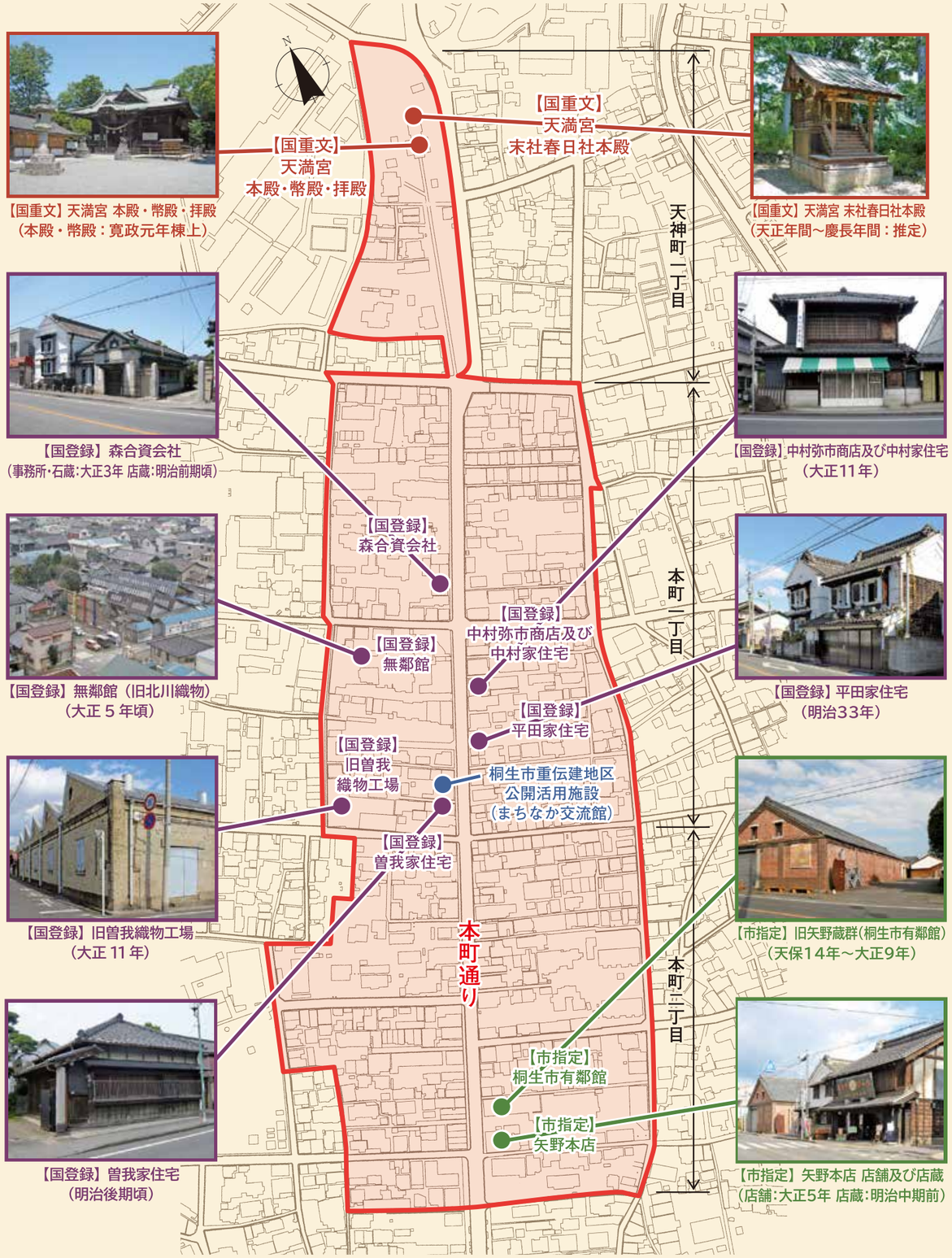

●【国重文】 国指定重要文化財　●【国登録】 国登録有形文化財　●【市指定】 桐生市指定文化財

保存地区の様々な建物

地区内には約400棟の建物があり、その内の約６割が昭和初期までに建てられた建物です。これらの建物は主に木造や土蔵造りで、店舗や事務所、住居などに使われ、その形態も様々となっています。数は少ないですが、近代的なタイル張りの建物や大谷石造のノコギリ屋根工場などもあります。

《本町の町並み》

本町（ほんちょうどお）通りに面する建物は、主に、店舗や事務所として使われています。重厚な戸建ての建物に混じり、通りに面し横長な長屋形式の建物も見られます。このように、様々な建物が建ち並び、町並みを形成していることがこの地区の特徴とされています。

通りに面する戸建ての建物は、主に切妻造（きりづまづく）り、平入（ひらい）りとなっていますが、寄棟造（よせむねづく）りや妻入りの建物も見ることができ、ほとんどの建物が通り側に下屋（げや）を設けています。建物の通り側が店舗となり、後ろ側が居住部という形態となっています。

また、主に貸家として建てられた長屋形式の建物は、切妻造（きりづまづく）り、平入（ひらい）り、一戸あたりの間口は３間程度で、二戸、三戸長屋が一般的となっています。長屋の所有者は通りに面さない敷地の奥に大きな主屋を建て居宅としている例もあります。

町の今昔・本町一丁目（本町通り）

［平成期］

［大正期］

《防火対策が施された建物》

この地方特有の冬季にみられる北風からの延焼拡大を防ぐための対策として建物の北側を漆喰壁（しっくいかべ）としている建物もあります。

《通りに対し傾いている建物》

敷地が通りに対し直行していないため、敷地に合わせて建てられた建物は通りに対して平行ではなく、建物の壁面が雁行（がんこう）※している箇所があります。

※ 雁が飛ぶ列のように、各住戸を斜めにずらして配置すること。

《裏通りや路地の景観》

本町通りに面する敷地は、奥行きが約80m（約40間）と奥が深く細長い敷地のため、敷地の形態に合わせ本町通りから裏通りへ、東西に走る細い路地が見られます。

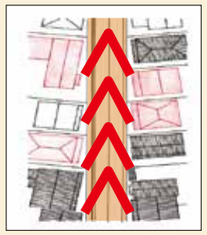

［通りと敷地の関係］

《建物とともに町の営みを受け継ぐ祠や樹木》

家々の敷地奥には祠（ほこら）があり、屋敷神として稲荷が祀られています。また、祠の傍らにはクスの木が植えられています。

建造物の多くは、個人等が所有・管理し、実際に生活している場所となりますので、敷地には無断で入らず、写真撮影等は所有者の許可を得てから行ってください。

※各文化財等の写真については、平成26年3月（第2版）作成の『桐生新町の町並み』に掲載したものと同じものになります。